

記入例		児童手当		額改定認定請求書		額改定届		提出年月日		※受付確認年月日	
受付印		三木町長 殿		様式第4号（第2条・第3条関係）		令和		令和			
受給者	（ふりがな） 氏名 （法人名等）		みきたろう ① 三木 太郎		性別	①男	女	生年月日	昭和 平成	57 . 5 . 1	
	住所 （法人の主たる事務所の所在地）		〒 761-0892 三木町大字氷上310番地		電話		090 (1234) 5678				
職業	⑦ 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者		加入する 公的年金制度の種別		⑦ 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他（ ） ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 （ ） 私立学校教職員共済（ ） 国家公務員共済（ ） 地方公務員等共済						
	増額又は減額の別		増額		減額						
増額又は減額の原因となる児童											
（ふりがな） 氏名		続柄	生年月日	同居・ 別居の別	海外留学をして いる場合の出国 年月	住所	監護の 有無	生計 関係	※児童との関係 で、該当する 場合に○印		
③ みき まちこ 三木 町子		子	平成 令和	19・9・10	同・別	令和 年 月	〇〇県〇〇市〇〇町 1-1	有・無	有・無	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	
みき じろう 三木 二郎		子	平成 令和	25・2・1	同・別	令和 年 月	三木町大字氷上310 番地	有・無	有・無	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	
			平成 令和	. .	同・別	令和 年 月		有・無	有・無	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	
増額又は減額の原因となる児童の兄弟等 （18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）											
（ふりがな） 氏名		続柄	生年月日	同居・ 別居の別	海外留学をして いる場合の出国 年月	住所	監護相当 の有無	生計費 負担 の有無			
④ みき いちろう 三木 一郎		子	平成	16・8・1	同・別	令和 年 月	三木町大字氷上310 番地	有・無	有・無		
			平成	. .	同・別	令和 年 月		有・無	有・無		
増額した理由		□ 出生 □ 支給要件児童が増えた ☑ 制度改正 □ その他（ ）									
減額した理由		ア. 死亡した イ. 監護しなくなった ウ. 生計を同じくしなくなった エ. 生計を維持しなくなった オ. 日本国内に住所を有しなくなった （留学を理由とするものを除く） カ. 未成年後見人でなくなった キ. 児童の兄弟等を監護相当の世話をしなくなった ク. 児童の兄弟等の生計費の負担をしなくなった ケ. 父母指定者でなくなった （児童の生計を維持する父母等の帰国） コ. 児童自立生活援助を受け、里親等に委託され、又は児童福祉施設等に入所若しくは入院するに至った サ. 児童と同居しなくなった （単身赴任の場合を除く） シ. その他（ ）									
事由の発生した年月日		⑤ 令和 6 . 10 . 1									
備考	認定・ 改定・ 却下		※認定・改定・ 却下年月日		※認定・改定 年月		※手当月額				
	令和 . .		令和 . .		3歳未満分 3歳以上分 計						

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。（日本産業規格A列4番）
◎ ※印の欄は、記入しないでください。
◎ 字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

※ 鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。
※ 字は楷書ではっきり書いてください。

① 受給者欄には、児童の父母等で児童手当の振込名義人になっている方の氏名を記入してください。

② 健康保険証の種類を確認してください。
ア.被用者…全国健康保険組合、組合等（郵便局、大学法人勤務の方はこちら）
イ.公務員…郵便局、大学法人以外の公務員共済等
※公務員の方は勤務先で手続きください。
ウ.被用者でない物…国保、年金未加入者、配偶者等の被扶養者の方

③ 0歳～18歳年度末までの児童を記入してください。
（児童の住民票上の住所が請求者と異なる場合、『別居監護申立書』を添付してください。）

※【監護】とは → 日常生活の世話および必要な保護をしている場合は「監護有」になります。
※【生計関係】とは → 「同一＝父母」「維持＝祖父母等」

④ 18歳年度末～22歳年度末までの方を記入してください。
（大学生年代を含む、3人以上の児童を養育している方は『監護相当・生計費の負担についての確認書』を添付してください）
※【生計費負担の有無】とは → 請求者の収入により、日常生活の全部または一部を営んでおり、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合は「生計費負担有」になります。
例…子の学費や家賃、食費等の生計費を全て（もしくは一部）を親が負担している等。

⑤ 制度改正に伴う増額の場合、「令和6年10月1日」とご記入ください。